

知らないで損する?!



消費税インボイス制度 対策セミナー

免税事業者も対象

- ◎ インボイス制度ってなに？
- ◎ 登録しなくちゃいけないの？
- ◎ 登録しないとどうなるの？
- ◎ 手続きってどうするの？



令和5年10月1日からインボイス制度(適格請求書等保存方式)が導入されます。

この制度は、課税事業者だけでなく、免税事業者、また法人・個人事業主・フリーランスを含む全ての事業者に関連する制度です。内容を知らずに今まで通りの取引をしていたら、取引先から取引の停止や値引きを求められたり、納める消費税の額が増えてしまうかもしれません。

本セミナーでは、インボイス制度の仕組みや今までとの変更点、気を付けるべきポイントを加古川税務署の担当者からわかりやすくお伝えします。

セミナー開催日程

9/27 (火)	10/24 (月)	11/16 (水)	12/15 (木)
----------	-----------	-----------	-----------

【開催時間】 14:00~15:30

【会場】 加古川商工会議所 1階 展示ホール

【講師】 加古川税務署 法人課税第一部門
統括国税調査官 城下 弘之 氏

【問合わせ】 加古川商工会議所 指導課

TEL: 079-424-3355 e-mail: shidouka@kakogawa-cci.or.jp

【申込方法】 [メール] メールタイトル:「消費税インボイス制度対策セミナー」
本文に、事業所名・所在地・受講者(役職名)・電話番号を入力して送信ください。

[FAX] 下記申込書に記入の上、加古川商工会議所宛に送信



全回、同じ内容となっております。
ご都合の良い回にお越しください。

参加費無料

「消費税インボイス制度対策セミナー」FAX 申込書 加古川商工会議所 指導課 行

FAX: 079-424-7157 ※お間違えのないよう送信下さい。
e-mail: shidouka@kakogawa-cci.or.jp

		希望日程	月 日 () 開催分
事業所名		TEL FAX	TEL : () FAX : ()
所在地		メール アドレス	
受講者	役職名 氏名	役職名 氏名	

※ご記入いただいた個人情報については、当セミナーのみに利用させていただきます。